

令和元年度岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会

日時：令和 2 年 2 月 12 日（水）

15 時 30 分～17 時

場所：泉金ビル 4 階 会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 協議事項

(1) 令和 2 年度県民生活習慣実態調査について

(2) 令和 2 年度健康いわて 21 プラン（第 2 次）の推進について

(3) その他

5 その他

6 閉 会

〈配布資料〉

資料 1 令和 2 年度県民生活習慣実態調査について

資料 2 令和 2 年度健康いわて 21 プラン（第 2 次）の推進について

参考資料 1 国民健康・栄養調査企画解析検討会（H31. 1. 17 開催）

参考資料 2 糖尿病性腎症重症化予防について

参考資料 3 2019 プラス 2000 歩実践企画提案書

参考資料 4 口腔の健康づくりについて

参考資料 5 県民主体の健康度アップ支援事業

参考資料 6 健康経営の取組の推進について

参考資料 7 医療費等ビッグデータ利活用イメージ

令和元年度第2回岩手県健康いわて21プラン推進協議会出席者名簿

【協議会委員】

(敬称略:50音訓)

氏名	所属・職名	備考
伊藤 節子	岩手県保健推進委員等代表者協議会会長	
岩城 勝典	公益財団法人岩手県予防医学協会常務理事	
大洞 幸子	岩手県老人クラブ連合会女性部会副会長	(欠席)
小山 薫	NPO 法人日本健康運動指導士会岩手県支部長	
金谷 明美	公益社団法人岩手県栄養士会副会長	
上館 睦子	岩手県学校保健会養護教諭部会会長	
川井 博之	株式会社岩手日報社常勤監査役	
北村 和子	公益社団法人岩手県看護協会専務理事	
坂川 敏洋	一般社団法人岩手県薬剤師会事務局長	(代理)
佐藤 伸一	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長	
佐藤 誠司	岩手県商工会議所連合会事務局長	(欠席)
漣磯 寿	岩手産業保健総合支援センター副所長	
鈴木 浩之	岩手県国民健康保険団体連合会専務理事	
瀬川 愛子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会会長	
大黒 英貴	一般社団法人岩手県歯科医師会専務理事	副会長
高橋 友行	岩手労働局労働基準部健康安全課長	
高橋 憲雄	一般社団法人岩手県食品衛生協会専務理事兼事務局長	(欠席)
滝田 研司	一般社団法人岩手県医師会副会長	会長
玉館 誠	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	
立身 政信	公益財団法人岩手県予防医学協会産業保健支援部長	
樋澤 正光	全国健康保険協会岩手支部長	
中軽米こう子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会長	
佐々木孝子	公募委員	

【事務局】

氏名	所属職名	備考
野原 勝	岩手県保健福祉部長	
海上 博	岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当課長	
赤岩 正昭	主任主査	
互野 裕子	主任主査	
吉田 有里	医務主幹	
三浦 紀恵	主査	
高橋 和哉	主事	

岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会設置要綱

(設 置)

第 1 全ての県民が岩手に生まれ生活できる喜びを実感できる健康安心・福祉社会の実現を目指すため策定した健康いわて 21 プランを、県、市町村、企業、学校及び県民等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、健康いわて 21 プラン推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康いわて 21 プランの推進、評価及び見直しに関すること
- (2) 健康づくり運動の推進に関すること
- (3) 地域保健と職域保健の連携に関すること
- (4) その他健康いわて 21 プランの推進に必要な事項

(構 成)

第 3 推進協議会は、保健福祉部長が委嘱する委員 25 人以内をもって構成する。

2 保健福祉部長は、一部の委員について、公募の方法により選任することができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 推進協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、会長は委員の互選とし、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は推進協議会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 委員が会議に出席できない場合、会長は、代理の者の出席を認めることができる。

(意見の聴取)

第 7 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8 第2の第1号に掲げる事項を行うため、推進協議会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、推進協議会委員及び学識経験者等から会長が指名する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第9 推進協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成15年12月11日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年6月14日から施行する。